

平成30年11月1日

# まちづくり委員会資料

## 所管事務報告

### 「川崎市景観計画」改定案の策定について

#### <添付資料>

- |      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 資料 1 | 「川崎市景観計画」改定案の策定について               |
| 資料 2 | 「川崎市景観計画」改定案における行為の制限（景観形成基準等）の概要 |
| 資料 3 | 「川崎市景観計画」改定素案の策定に関する意見募集の実施結果について |
| 資料 4 | 今後の予定                             |
| 参考資料 | 川崎市景観計画改定案                        |

まちづくり局

## 1 現行計画とこれまでの景観施策の取組経過

### (1) 景観計画とは

景観計画とは、良好な景観の形成、創出又は保全を図るため、景観法第8条の規定に基づき定める**法定計画**であり、区域、景観形成方針、規制基準、景観重要建造物・樹木の指定方針等について定めるものとされている。

### (2) 景観施策の取組経過

本市の景観施策は、川崎市景観計画策定以前、1981（昭和56）年の川崎市都心アーバンデザイン事業からスタートしており、1994（平成6）年度に条例を制定して進めてきた。

2004（平成16）年に景観法が制定されたことを受け、本市では、2007（平成19）年に川崎市景観計画を策定。

川崎市景観計画策定以降は、**法に基づく施策**とそれまでに取組んできた**条例に基づく施策の2層による景観形成**を進めてきた。

#### 【景観施策の取組経過】

1981（昭和56）年 川崎市都心アーバンデザイン基本計画策定

第1期 公共事業等の先行による都市イメージの転換

1994（平成6）年 川崎市都市景観条例制定

第2期 条例による市民参加の景観づくり

2004（平成16）年 景観法制定

**2007（平成19）年 川崎市景観計画策定**

第3期 景観法と自主条例の2層による景観形成の推進

#### 【現行の景観施策：景観法と自主条例の2層による景観形成】

これまでの川崎市景観計画の範囲：法に基づく施策に限定

##### 【景観計画に基づく施策】

##### 魅力ある川崎らしい景観の実現

・市全域で共通の色彩基準により、街なみから著しく突出した建築物等の出現を防ぎ、都市景観を保全・誘導  
⇒市内の景観形成を緩やかに誘導し、異質な景観の出現を抑制

##### 都市拠点の顔づくり

・都市拠点において、景観計画特定地区（6地区）を定め、都市景観を保全・誘導  
⇒川崎の顔となる景観づくりを先導

##### 【条例に基づく施策】

##### 市民発意の景観形成

・市民が主体となって街なみのルールづくりを行う地区を都市景観形成地区（7地区）に指定し、支援を通じ地域特性を活かした都市景観を誘導  
⇒住民の手による独自性のある景観づくりが進められてきた

## 2 景観施策を取り巻く主な課題

現行計画は、本市の特性を活かした良好な景観形成に寄与し、一定の実績と成果を上げてきたが、**策定から10年以上が経過し、本市を取り巻く社会情勢等は大きく変化しており、景観形成の考え方や景観誘導の対象等について変化が生じている。**

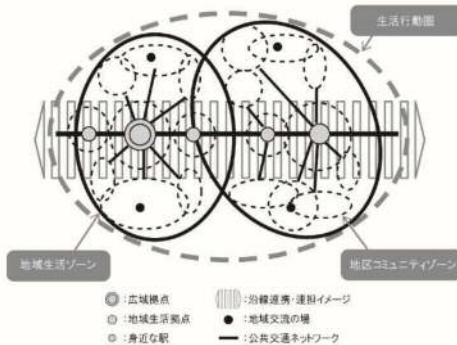
### ① 上位・関連計画の改定策定への整合

・上位・関連計画において超高齢社会の到来を見据えた身近な地域におけるまちづくりへと政策転換が図られている中、これまでの景観施策は、都市拠点を中心として主に景観づくりに取組んできており、地域資源を保全・活用するといった**より一層身近な地域の個性を活かす取組が求められている**

■これまでの景観施策：広域拠点を中心に行われてきた川崎の顔となる景観づくり



■これからの景観施策：身近な地域においても取組をより推進していくことが必要



上位・関連計画における身近な地域連携の概念イメージ

### ② 策定時想定していなかった新たな取組等への対応

・近年、活性化が見られる公共空間の利活用や公有財産の有効活用等の**新たな取組や技術革新等、時代の変化への対応が求められている**



オープンカフェ（横浜市）



広告を活用した案内板（海外）

### ③ これまでの運用の見直しと景観の更なる質の向上

・数値基準による一律的な景観誘導を行っているため、**時代に応じたより優れたデザインの創出に向けた柔軟な誘導が求められている**

## 3 改定の基本的な考え方

### (1) 景観計画改定の目的

景観施策を取り巻く背景・課題を踏まえ、**これまでの本市の景観施策を継承しつつも、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で質の高い景観形成を推進するため、景観計画の改定を行うものとする。**

### (2) 改定の視点

次の3つの視点に基づき改定を行う。

#### 視点 1 地域の個性を活かす

これまで取組んできた地域の個性を活かす取組を更に進め、**都市拠点だけでなく、身近な地域においても取組を推進するとともに、景観を「つくる」だけでなく、「保全・活用する」ことで川崎の多彩な魅力をより一層引き出します。**

- ・基本目標に「つくる」だけでなく、「保全・活用する」といった視点を追加 **1章**
- ・景観拠点に「都市」だけでなく、「自然」「文化」といった新たな類型を追加 **3章**
- ・大きな景観のまとまりだけでなく、身近な地域の景観要素を新たに位置づけ **3章**

#### 視点 2 時代の変化に対応する

社会情勢の変化に伴い、景観施策に求められる内容も変化しています。**時代の変化に対応した施策を推進します。**

- ・オープンカフェ等の公共空間の利活用等の活性化を踏まえ、賑わい創出等の効果を有する広告等について、規制緩和の考えを追加 **5章・7章**
- ・デジタル広告物等の新たな技術等へ対応した景観誘導を行うことを新たに位置づけ **8章**

#### 視点 3 質をマネジメントする

景観に影響を及ぼすものを広く対象とし、必要な基準の強化を行うとともに、単に規制を行うだけでなく、**一律の規制によらない柔軟な誘導を行うことで景観の質をマネジメントします。**

- ・建築物等の景観形成基準に数値基準によらない定性的な基準を明文化するとともに届出対象要件を細分化 **4章**
- ・市全域を対象に新たに屋外広告物に関する基準等を設定 **5章**
- ・アドバイザー制度等、専門家による技術的助言を得ながら景観誘導を行う仕組みの検討 **8章**

#### ※本市独自の景観施策を含めた一体的な計画へと見直し

今までの景観計画は、**景観法で規定されている内容**を定めていたが、改定にあたり**本市独自の施策**である**条例に基づく都市景観形成地区等についてもあわせて、本計画に位置づける**ことにより、総合的に施策展開を図る。

また、本計画の別表に定める景観計画特定地区の景観形成基準等について、本改正にあわせ、所要の整備を行う。

# 4 川崎市景観計画改定案の概要

## 序章 川崎らしい景観を目指して

- 1 これまでの川崎市の景観づくり
- 2 景観計画の改定の基本的な考え方
- 3 景観計画の体系図

## 第1章 基本理念・目標および計画の位置づけ

### 1 景観形成の基本理念

○引続き、現行計画の景観形成の基本理念を継承

#### 「かわさき百年の風土記づくり」

社会情勢が目まぐるしく変化する中においても百年単位の展望をし、長い年月を経て価値を失わない魅力ある川崎らしい景観形成を推進

### 2 川崎市における景観のとらえ方

○都市空間だけでなく自然環境や人の営みにも力点を置き、「景観」について広くとらえ直し

#### 「景観のとらえ方」

都市空間はもとより、**自然環境、人の営みにより形づくられる様子など、普段人々が目に見えているながめ**

### 3 景観形成の基本目標

○景観形成の基本目標を見直し

- ・景観を「つくる」だけでなく、「**保全・活用する**」といった**視点を追加**
- ・新たに**景観への愛着を高めることを目標に追加**
- ・市民・事業者・市の協働による**景観づくりについては、目標全体に係るものであるため、景観形成の推進方針に位置づけ、より積極的に取り組む**

現行計画	改定計画
目標1 川崎を形づくる骨格を際立たせる景観づくり	目標1 川崎を形づくる骨格を <b>活かす</b>
目標2 個性と魅力ある川崎の顔となる景観づくり	目標2 個性と魅力ある川崎の顔を <b>つくる</b>
目標3 地域特性を活かした身近な街なみの景観づくり	目標3 地域特性を活かした身近な街なみを <b>まもり・育てる</b>
目標4 市民・事業者・市の協働による景観づくり	目標4【 <b>新</b> 】 市民・事業者・市の協働による景観への <b>愛着を高める</b>

### 4 計画の位置づけ

○新たな関連施策との連携を強化

- ・これまで連携を図ってきた施策だけではなく、新たに観光等良好な景観を形成する上で必要な**関連施策との連携を強化**
- ・法定計画にとらわれず、**市独自の景観施策を含めた一体的な計画とし、より効果的な施策展開を図る**

## 第2章～第4章

### 第2章 景観の特徴

- ・川崎市の景観の特徴を大きさや性質の異なる4段階の景観のまとまりと要素に再整理

景観要素	景観の特徴
地形	多様な地形の特性からつくり出される <b>広く緩やかな景観のまとまり</b> ・丘陵部 ・平野部 ・臨海部
農地	
緑地	
公園	
河川・水辺	河川や崖線等がつくる <b>市域を貫く帯状の景観のまとまり</b> ・多摩川沿い ・二ヶ領用水沿い ・多摩川崖線沿い ・多摩丘陵
街なみ	
建築物	
屋外広告物	地域の成り立ちや土地利用を活かした <b>特徴的な景観のまとまり</b> ・都市のまとまり ・自然的要素のまとまり ・文化資源を核としたまとまり
工場夜景	
歴史・文化	
賑わい	
おまつり	<b>個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観の要素</b> ・水・みどり ・暮らし ・歴史文化

### 第3章 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針

- ・第2章で整理した景観の特徴を踏まえ、景観計画区域を「ゾーン」「帯」「拠点」「要素」の構成に分類し、構成毎に区分した上で、それぞれについて景観形成方針を策定。
- ・景観拠点に新たな類型の景観拠点を追加するとともに、身近な地域の景観要素も、まもり・育てていくものとして新たに位置づけ

景観の区域の構成と区分  
景観のまとまりをそれぞれ「景観ゾーン」「景観の帯」「景観拠点」「景観要素」の構成に分類

#### 景観計画区域全体における景観形成 「目標1」川崎を形づくる骨格を活かす

それぞれの景観ゾーンの特徴を活かしながら、緩やかに良好な景観の形成を図るよう基礎的な景観形成方針を定める

景観の帯の美しい景観が際立つとともに周辺地域と一体となった良好な景観形成を図るよう、それぞれに景観形成方針を定める

#### 特色ある景観のまとまりにおける景観形成 「目標2」個性と魅力ある川崎の顔をつくる

**新たな類型の景観拠点を追加**  
・景観を広くとらえ直し「つくる」だけでなく、「**保全・活用**」する視点から、**自然系拠点、文化系拠点を追加【新】**

・それぞれの特性や上位計画、関連計画等との整合を図り景観形成方針を定める

・まちづくりの動向を踏まえ、それぞれの地区で独自の景観形成基準を定める

#### 新たな景観まちづくりの創出・育成【新】「目標3」地域特性を活かした身近な街なみをまもり・育てる

**身近な地域の景観要素を新たに位置づけ**  
・景観形成の育成及び創出の対象として、**新たに位置づけ**

・まもり・育てていく旨、景観形成方針を定める。

### 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

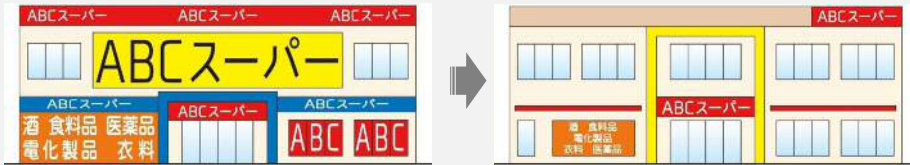
- ・区分ごとにそれぞれ建築物及び工作物を対象とした景観形成基準と届出要件を見直し

- <基準>
- ・より質の高い景観誘導を行い、魅力的な景観形成を図るために、景観ゾーン、景観の帯ごとに、**数値基準によらない定性的な基準を明文化【新】**
  - 【定性的な基準の例】  
配置・規模：本市の骨格的景観や周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける
  - ・数値基準による「色彩基準」の範囲は従来通りとしているが、**適用除外の条件を一部見直し**
  - ✓ 景観拠点等、個別の基準を定めている場合に適用除外条件に追加

- <届出>
- より地域の個性を活かした景観形成を図るために**届出要件を細分化**
- 【建築物】
- ・地域特性に応じて以下の通り届出要件を見直し
  - ✓ 「高さ」だけでなく、「長さ」要件についても高度地区ごとの基準を設定
  - ✓ 高度地区指定のない市街化調整区域に第1種高度地区同様の届出要件を適用
- 【工作物】
- ・周辺景観に与える影響の大きい大規模工作物を届出対象とし、従来の「高さ」要件に加えて、以下の**届出要件を新たに追加**
  - ✓ 橋長100m超の橋梁【新】
  - ✓ 跨線橋と一体となった駅舎【新】
- ※具体的な改定基準については資料2を参照

## 第5章 屋外広告物等による景観形成に関する事項

- 1 市全域（景観計画特定地区を除く）を対象に屋外広告物に関する基準等を新たに設定【新】 **規制強化**
- 屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項を定める
  - これまで景観計画特定地区にのみ定めてきた**屋外広告物に関する行為の制限（景観形成基準）**を周辺景観に及ぼす影響の大きい**大規模小売店舗の壁面広告物を対象として市全域に新たに設定**



現行：景観計画における制限なし

改定案：壁面看板の面積制限を設定  
外壁の色彩とあわせて規制

※具体的な改定基準については  
資料2を参照

- 2 窓裏を利用する広告物を届出の対象とし、誘導していくことを**明文化**【拡充】

- 窓裏を利用する広告物（屋外広告物に該当しない）であっても、景観に影響を及ぼすものとして届出の対象とし、誘導していくことを**明文化**



窓裏を利用する広告物

窓裏を利用する広告物のイメージ

- 3 屋外広告物等の特性を活かした**販わいの創出**や**地域の魅力向上**を図る **規制緩和**

- 地域活性化・販わい創出を目的とした広告物等については、優れたデザインであって、エリアマネジメント等の組織によって適切に運用されるものに限る、自家用広告物に限定するなどの基準を一部緩和しながら、適切な景観誘導を行う



エリアマネジメント広告  
(札幌大通りまちづくりHPから引用)



公共空間の利活用  
(京急川崎駅ナカイベント)

## 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

- 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方
- 景観重要建造物の指定の方針
- 景観重要樹木の指定の方針

具体的な対象を例示するなど、  
表現を一部見直し

## 第7章 公共施設の整備における景観形成に関する事項

- 1 公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方

○新たに2つの事項を追加【新】

- 従来の「快適な道路空間づくり」「橋梁や道路、鉄道等の高架橋の景観づくり」「多彩な水辺景観づくり」「市街地の緑化推進と緑地の適切な保全・管理」「景観形成の先導的な役割を果たす公共建築物の整備」といった事項に加え、「**公共空間を活用した魅力的な賑わい景観の創出**」「**公共広告等の景観配慮**」の考え方を新たに追加

- 2 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項

○景観重要公共施設の占用許可等の基準に関する考え方を新たに位置づけ【新】

- 本市の景観形成において特に重要な役割を果たす公共施設として指定する景観重要公共施設に関して、全国的に活発化している公共空間の利活用等の取組を踏まえ、従来の「基本的な考え方」「整備に関する事項」に加え、「**占用許可等の基準に関する考え方**」を新たに位置づけ

## 第8章 景観施策の推進方策

- 1 協働による景観形成の実践

- 市民・事業者・市が協働して景観形成に取り組む
- ・魅力ある景観形成を推進していくために、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、協働して取り組んでいく

- 2 景観形成に向けた取組体制の構築

○専門家によるアドバイザー制度等の創設を検討【新】

- ・地域の個性に応じたより質の高い良好なデザイン誘導を行うために、専門家による技術的な助言を得ながら誘導を行う **景観アドバイザー制度等の創設を検討**する。

- 3 関連施策・事業との連携

○景観に関連する事業等との連携による多様な景観形成を推進【拡充】

- ・良好な景観形成を推進するために、自然、歴史文化、公共施設、まちづくり、観光など、関連する多様な分野の施策等との情報共有や連携・調整を積極的に行う



普及イベント



景観啓発ツールの作成

- 4 魅力ある景観情報の発信

○魅力ある景観情報の発信とシビックプライドの醸成【拡充】

- ・川崎の魅力ある景観情報を SNS 等各種媒体を用いて積極的に発信する等、これまで以上に市民や事業者との協働による景観まちづくりを推進する



プロジェクションマッピング



左：神奈川県庁（神奈川県庁 HP から引用）、右：国立西洋美術館（東京都）

- 5 新たな技術や社会情勢の変化への対応

○新たな技術や社会情勢の変化へ対応した景観誘導【新】

- ・技術革新等により新たに出現する事業、社会情勢の変化により規制が必要となる事業等についても、協議の対象として適切な景観の誘導を行う

## 5 スケジュール

2018年度 (平成30年度)		2019年度 (平成31年度)		2020年度		2021年度	
7月 ・バブコメ ・まちづくり委員会	10月～11月 ・パブコメ結果報告 ・審議会答申※1	12月 ●景観計画告示	H31年3月 ●事例※2改正公布	7月 ●景観計画施行	●事例※2改正施行	新たな景観施策の展開 景観計画の改定にあわせ 条例改正	
				※1 都市景観審議会 屋外広告物審議会 都市計画審議会 の3審議会にて諮問		※2 ○都市景観条例 ○屋外広告物条例 ○地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例	

# 「川崎市景観計画」改定案における行為の制限(景観形成基準等)の概要

資料 2

赤字：改定計画で新たに策定、若しくは見直しをした箇所

## 建築物・工作物の行為の制限 (第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項)

景観形成基準に基づき、景観を誘導するものとする。

### 景観形成基準 (景観法第8条第4項第2号)

#### ■景観形成基準 (一般基準)

##### <定性基準>【新】

	丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
<ul style="list-style-type: none"> <li>□周辺環境との調和及び配置・規模</li> <li>□形態・意匠</li> <li>□外観の色彩・素材 *色彩基準は下表のとおり定量基準を定めている。</li> <li>□建築付属設備</li> <li>□敷地境界部及び敷地内の外構</li> <li>□駐車場・ゴミ置き場、その他の外構付帯工作物</li> <li>□屋外照明</li> </ul>	景観ゾーンごとに「景観ゾーン基準」、景観の帯ごとに「景観の帯基準」を定めている。		

##### <定量基準：色彩基準>

	色相	明度	彩度	
R系	OR~9.9R	—	4以下	
YR系	OYR~9.9YR	—	6以下	
Y系	OY~4.9Y	—	6以下	
	5Y~9.9Y	—	4以下	
その他の色相			—	2以下

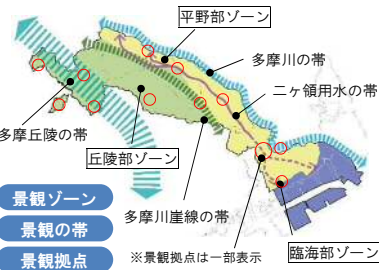
ただし、景観ゾーン別の推奨基準を基本とする

また、素材本来が持つ色彩や見付面積の1/5未満の範囲で外観のアクセント色として着色される部分の色彩の場合は除く。ただし、**高彩度 (OR~9.9Y においては彩度10超、その他の色相においては彩度8超) の色彩を用いる場合**については、**見付面積の1/5未満かつ100m<sup>2</sup>以下の範囲に限る。**

その他、次に示す場合、適用除外を認める

- ・ 景観拠点等において、**個別の基準を定めている場合 (それぞれの地区の色彩基準を優先)**
- ・ **工作物の色彩について、他の法令等で使用される色彩が定められている場合**
- ・ 都市景観審議会の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合
- ・ 川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づき、市と協議して色彩計画を策定した場合

#### ■景観形成基準の区分



- 景観ゾーン
- 景観の帯
- 景観拠点

※景観拠点は一部表示

## 屋外広告物等の行為の制限 (第5章 屋外広告物等による景観形成に関する事項)

### 屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項を新たに設定【新】

屋外広告物等\*の設置を検討する際は、川崎市屋外広告物条例に定める規制に加え、次の事項にも配慮するものとする。

\*屋外広告物等には、窓裏を利用する広告物(屋外広告物に該当しない)も含めることとする。

#### ■屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項【新】

一般	・ 地域の性格に合わせた節度あるものとする。なお、特に屋上広告物を設置する際は、周辺景観に与える影響が大きいことを踏まえ、必要以上に伝達効果や視覚的效果を持たせたデザインは避け、周辺景観との調和を図るものとする。
配置	・ 必要以上に数を増やしたりすることは避け、集約化し統一的なデザインとする。
高層部における広告物の設置	・ 高層部に設ける屋外広告は避ける。ただし、建築物の壁面に表示する施設名称はこの限りではない。
住宅地における広告物の設置	・ 人々が暮らす空間にふさわしい落ち着いた色調、形態とする。
照明	・ LEDやネオン管などの発光型サインは、街なみの調和に配慮した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものは避ける
映像装置を有する広告物	・ 映像装置等を有する広告は、周辺の明るさ等の状況(昼間、夕方、夜間)に応じて輝度や点灯時間、音声等について配慮する。

### 届出を要する行為 (景観法第16条第1項)

- 【建築物】新築、増築、改善若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
  - 【工作物】新設、増築、改善若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- \*ガラス面の内側からの表示物(窓裏を利用する広告物)は、建築物等の一部として取扱うものとする。

### 届出を要する行為の規模等

#### <市全域(景観計画特定地区を除く)>

建築物や工作物の建築等を行う場合、下表に示すいずれかの要件に該当するもの<sup>注)</sup>を届出対象とする。

区域区分及び高度地区	高さ*	要件	
		壁面の長さ*	構造等
市街化区域	建築物/工作物	建築物のみ	工作物のみ
第1種高度地区	1.0m超	3.0m超	【橋梁 <sup>※1</sup> 】橋長が100m超又は
第2種高度地区	1.5m超	5.0m超	【鉄道駅 <sup>※2</sup> 】高架鉄道の駅、
第3・4種高度地区	2.0m超	7.0m超	若しくは跨線橋と一体の駅
高度地区指定なし	3.1m超	7.0m超	
市街化調整区域	1.0m超	3.0m超	

(図解)

※高さは、塔屋や広告塔を含めた高さとする

※高さは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均高さにおける水平面からの高さとする。ただし、建築物が周囲の地盤と接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの見付の高さとする。

壁面の長さ

※一棟とみなされる建築物の最も長く見える見付の壁面の長さとする。

※1：橋梁には鉄道駅なども含む(道路を横断する橋)

(河川を横断する橋)

※2：駅舎は外壁などの外観のみ

注) 要件には、高さ、壁面の長さ、構造等以外に、「景観の形成に大きな影響を与えると市長が認める建築物・工作物」がある。

また、改定前の計画で要件としていた「延べ面積」については、廃止とした。

#### <景観計画特定地区> 建築物や工作物の建築等を行う場合、建築物等の規模に関わらず届出が必要となる。

罰則等：景観法に基づき、届出に係る行為が景観形成基準で定めた範囲を超えた場合、勧告や変更命令の対象となる。また、届出をしなかった場合、変更命令に違反した場合等は、罰則規定が適用される。

## 行為の制限に関する事項 <市全域(景観計画特定地区を除く)>を新たに策定【新】

市全域を対象に大規模小売店舗に設置される屋外広告物の表示等に関する行為の制限を新たに設定。

### ■届出を要する行為と行為の制限【新】

届出を要する行為	屋外広告物に関する行為の制限の内容
「大規模小売店舗」の壁面を利用する広告物又は掲出物件(以下「壁面広告物」という)の設置、変更、改造	壁面広告物の1つの壁面における表示面積の合計は、当該壁面の面積の1/5未満かつ100m <sup>2</sup> 以下*とする。 *建築物の外観のアクセント色として着色される部分がある場合は、その色彩の使用面積を含めるものとする。

<適用の考え方の例>



【各表示面積の合計】  
a1+ a2+ a3+...+b1+b2+.../A1<壁面全体の1/5  
かつ  
≤100m<sup>2</sup>

罰則等：川崎市屋外広告物条例に基づき、許可を受けずに屋外広告物の表示等を行った場合等は、罰則規定が適用される。

## 「川崎市景観計画」改定素案の策定に関する意見募集の実施結果について

### 1 概要

「川崎市景観計画」改定素案について、平成30年7月23日から平成30年8月22日まで、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、11通（意見総数20件）の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

### 2 意見募集の概要

題名	「川崎市景観計画」改定素案について
意見の募集期間	平成30年7月23日(月)～平成30年8月22日(水)
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
意見の周知方法	川崎市ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（各区役所市政資料コーナー、各支所、各出張所、かわさき情報プラザ、各市民館、各図書館、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、まちづくり局計画部景観担当）
結果の公表方法	川崎市ホームページへの掲載 資料の閲覧（各区役所市政資料コーナー、各支所、各出張所、かわさき情報プラザ、各市民館、各図書館、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、まちづくり局計画部景観担当）

### 3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		11通（20件）
内訳	郵送	0通（0件）
	持参	1通（3件）
	ファックス	2通（4件）
	電子メール	8通（13件）

#### 4 御意見の内容と対応

「改定素案に関するパブリックコメント」では、景観の保全や眺望への配慮を求めるものなど意見の主旨が案に沿ったもののほか、案に対する質問や要望等が寄せられました。

寄せられた意見は、概ね改定素案の主旨に沿った意見や今後取組を進める中で参考とする意見であったことから、改定素案のとおり、「川崎市景観計画」改定案を策定します。

##### 【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

##### ●御意見の件数と対応区分（案）

項 目	A	B	C	D	E	合計
(1) 改定の基本的な考え方に関する事		2				2
(2) 景観形成方針・基準の改定に関する事			2	5		7
(3) 屋外広告物等による景観形成に関する事				3		3
(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針に関する事				1		1
(5) 公共施設の整備における景観形成に関する事		1		3		4
(6) その他				1	2	3
合 計		3	2	13	2	20

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 改定の基本的な考え方に関すること (2件)

No.	意見の要旨	市の考え方 (案)	区分
1	改定の視点1にある「地域の個性を活かす」について、地域の景観優劣をなくし、既に形成されている景観の保全を行い継続していくことは新たに景観創生する上で最も重要と思われる。	地域の個性を活かす取組を更に進め、景観を「つくる」だけでなく、「保全・活用」といった視点を踏まえて景観形成を推進してまいります。	B
2	改定の視点2にある「時代の変化に対応する」について、オープンカフェ等の空間創設については、公共空間の整備と事業者側の考えるイメージのすり合わせが必要である。	オープンカフェ等の実施に際しましては、公共施設管理者と連携して、事業者と協議を行い、適切な景観の誘導に努めてまいります。	B

### (2) 景観形成方針・基準の改定に関すること (7件)

No.	意見の要旨	市の考え方 (案)	区分
1	東京湾や多摩川という眺望に配慮するべき。	東京湾を臨む臨海部や多摩川は、川崎市の景観の骨格となります。景観形成の基本目標として、「川崎を形づくる骨格を活かす」を掲げ、本市全体の景観を特徴づける骨格的な要素を際立たせながら大切に活かすこととしております。また、これまでの本市の景観づくりは、建築物や工作物等による都市空間の形成に力点を置いてきましたが、今後は「つくる」だけでなく、「保全・活用する」といった視点にも力点を置くこととしていることから、「眺望」にも配慮した景観づくりも進めてまいります。	C



2	<p>川崎大師の文化資源としての潜在力を引き出すためには、川崎大師周辺を、門前町としての風格をもつ誰もが風情や情緒を感じられる場所とすることが必須であり、川崎大師駅や東門前駅から川崎大師に向かうような道路については、石畳を敷設するとともに、沿道の建築デザインについては統制（和瓦風屋根の設置や外壁には木材による統一されたデザインの装飾を施すなど）することで街並を再整備し、歴史ある川崎のイメージを国内外に発信する拠点に相応しい景観を形成してほしい。</p>	<p>川崎大師に関しましては、文化系拠点に位置付けるとともに川崎大師駅から川崎大師に向かう道路及びこれに接する敷地を川崎大師表参道・仲見世都市景観形成地区に指定し、建築物や広告物に関する景観形成方針・基準を定め、歴史文化資源を活かし、人との交流の生まれる風情のある街なみづくりに取り組んでいます。</p> <p>なお、石畳の敷設に関しましては、平間寺大山門へ続く大師町2号線に敷設しておりますが、車両の通行によって壊れやすいなど、維持管理面（舗装の耐久性など）において課題があることから、川崎大師に向かう他の道路に敷設することは困難であると考えております。</p>	D
3	<p>景観形成基準について44ページの表の「周辺環境との調和及び配置・規模」において、全市共通で「本市の骨格的景観や周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。」とありますが、このままだと“著しく突出した高さの建築物は避ける。”によって、基本目標2にもある都市イメージをつくるエリアの顔となるシンボルとなるような建築物についても建てられないといったことになってしまいますので、本要件に「但し、質の高いデザインであり、地域のランドマークとしての役割を果たす建築物であると認められる場合はこの限りではない。」を付記した方がよい。</p>	<p>本市では、拠点駅周辺などの地域の景観の形成を先導していくべき重要な地区等を景観計画特定地区等に位置づけ、地域の特性を踏まえて別途定めた基準により、個性と魅力ある表情豊かな景観づくりを進めております。</p> <p>ご意見の基準は、景観誘導を行う上での配慮事項となりますので、この基準も踏まえつつ、より質の高い、魅力的な景観形成に向け、それぞれの地域の特徴を踏まえた景観誘導を行ってまいります。</p>	D
4	<p>規制を強くする方向は理解できるものの過度な指導までは必要ないのではないかと。</p>	<p>本計画改定において新たに定める「数値によらない基準（定性基準）」等により、柔軟で質の高い景観誘導を適切に行ってまいります。</p>	D
5	<p>景観形成地区内での、安全安心・街の利便性に寄与する防犯等の活動の規制は緩和してはどうか。</p>	<p>都市景観形成地区の景観形成方針・基準は、地区内の関係住民により組織されている景観形成協議会と協議の上、関係住民及び公共施設の管理者の意見を聴いて、それぞれの地区において定めています。このため、地域の住民等から、防犯等、安全安心・街の利便性に寄与する活動に関する取</p>	C

		扱についての意見や指摘等が出された場合には、景観形成協議会と協議を行いながら、その取扱について適切に検討してまいります。	
6	景観に関する行政手続きの簡素化も検討していただきたい。	現行計画は、建築物の新築を想定したものとなっており、修繕等に関しても新築と同様の手続きを求めておりましたが、今後、増大が見込まれる修繕等に適切に対応していくためにも、届出添付図書の省略を可能とするなど、修繕等に関する手続きの簡素化を予定しております。本計画改定後に改正する川崎市都市景観条例及び同施行規則に、その内容を位置づける予定であります。	D
7	川崎市を、美しい景観を好む人が好んで住むような都市にしてください。	多くの市民から評価が得られるような景観形成を図るために、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で質の高い景観形成を推進してまいります。	B

(3) 屋外広告物等による景観形成に関すること (3件)

No.	意見の要旨	市の考え方 (案)	区分
1	市全域（景観計画特定地区を除く）を対象に屋外広告物に関する基準等を新たに設定することへの経済効果を数字で教えてください。	経済効果の算出は行っておりませんが、幹線道路沿道に立地する傾向のある大規模小売店舗で見られる周辺環境と調和しない派手な色彩を使用する大規模な広告物を規制することは、幹線道路沿いの良好な景観形成に寄与するものと考えております。 このため、今回の改定において周囲の景観に対して与える影響が大きい大規模小売店舗を新たに規制の対象とすることを位置づけています。	D
2	窓裏を利用する広告物の例示はどこがNGなのか、もしくはセーフなのかよくわからない。	屋外広告物は、地域の魅力や景観に大きな影響を与える重要な要素であると考えています。屋外広告物に該当しない窓裏を利用する広告物も同様に、景観に影響を及ぼす場合があるため、届出対象として誘導していくことから、その広告物を例示したものです。	D

3	<p>消火栓標識を利用した広告（看板）について、消火栓標識とは、所轄消防署員だけでなく、他方からの応援部隊、消防団、市民消防隊が、消火栓の位置をいち早く見つけられるように設置されているものであるものの、財政事情により国又は地方自治体の予算で設置することが困難であったことから、標識に広告（看板）を添加し、その収益（広告料）をもって標識の設置及び維持管理することとなっている。過去から現在に至るまで、広告料のみをもって設置、維持管理している。</p> <p>消火栓標識及び標識利用広告は、道路法及び川崎市屋外広告物条例により標識利用広告は、「400mm×800mm=0.32㎡（片面）」の定形の小さな広告物とするなど、細かな規制がされており、景観を阻害するものではないと認識している。</p> <p>以上の理由により、消防活動の円滑化に寄与していることを配慮すべき。</p>	<p>消火栓標識を利用した広告（看板）を表示することを全ての地区で禁止しているものではなく、地域の景観の形成を先導していくべき重要な地区として位置付けている景観計画特定地区等を除いては、基本的に消火栓標識を利用した広告（看板）を表示することは可能です。</p> <p>また、景観計画特定地区等においては、貸し看板が乱立することを防ぐために屋外広告物の表示内容を自家広告物に限定しておりますが、優れたデザインであり、適切に運用され地域活性化や賑わい創出に資するものに関しましては基準の一部緩和を検討し、柔軟な運用を推進するものとしております。</p>	D
---	--	--	---

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針に関すること（1件）

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	<p>緑に関する景観事項については行政の役割が大きいため、予算を確保し、適切に維持管理を行う必要がある。</p>	<p>緑に関する施策といたしましては、都市緑地法による特別緑地保全地区の指定や緑の保全地域の指定、緑地及び樹木等の協定等の施策を進め、緑地の保全等を図っています。また、景観の観点においては、緑化の誘導、景観資源としての樹木の保存の制度である景観重要樹木の指定等の施策を適切に運用し、良好な景観の形成に努めてまいります。</p>	D

(5) 公共施設の整備における景観形成に関すること（4件）

No.	意見の要旨	市の考え方	区分
1	<p>第7章の公共施設の整備における景観形成に関する事項には、基本的な考え方として「快適な道路空間づくり」や「橋梁や道路、鉄道等の高架橋の景観づくり」をあげられていますが、道路空間にある構造物、工作物や設置物への落書きや、道路空間の</p>	<p>道路空間における不法占用等につきましては、警察等と連携し、定期的なパトロールを実施するなかで、改善に努めております。</p> <p>また、落書き防止や消去などの対策について、地域で活動している団体等とも連携</p>	D

	不法占拠・不法占用、橋脚への落書き等があると、どんな景観形成の取組も台無しとなります。落書きや不法占拠に対しては徹底的な取り締りをお願いしたい。	を図りながら取組んでいることから、引続き、これらの取組を進めてまいります。	
2	公共施設の屋上利用、外壁緑化及び各地域の公園整備推進を行うことが望ましい	公共施設の整備における景観形成の基本的な考え方を示した「公共空間景観形成ガイドライン」に基づき、公共施設の屋上利用、外壁緑化に努めております。また、公園整備推進に関しましては、川崎市緑の基本計画において、魅力ある公園緑地等の整備を施策に位置づけ取組を進めております。	B
3	多摩川は川崎市の象徴であり、市民の憩いの場であり、市民や他都市の方の都市イメージ向上のため、価値を最大限に引き出すべき重要な景観資源であります。多摩川にかかる橋や鉄道などの視点場から、のびやかな景色を眺望しようとする、河川敷の不法占拠者のテントや小屋、設置物、残置物によって、多摩川において実現されるべき「水と緑、オープンスペースがつくる潤いと開放感のある景観」が著しく損なわれてしまっています。不法占拠者に対しては退去と撤去による不法占拠解消が大原則ではありますが、早急な解消が難しい場合は、河川敷の自然の緑と調和した色彩にさせることを、せめて最低限お願いする。	多摩川は、川崎市民にとっての共有財産であり骨格的な景観資源です。景観形成の基本目標にもあるように「川崎を形づくる骨格を活かす」よう、大切に活かすこととしております。 ご要望の内容につきましては、河川管理者であります国土交通省と情報を共有するなど連携を図るとともに、引続き、多摩川景観形成ガイドラインなどによる景観の誘導を行うなど、多摩川を活かした景観づくりを推進し、良好な都市景観の形成に努めてまいります。	D
4	中原街道の小杉陣屋町交差点から、小杉十字路までの新道と旧道について、道路の両側に木など植えるとともに、歴史・文化や近くにある等々力緑地を踏まえた整備をしてほしい。	該当の箇所に関しましては、古い歴史ある町であるということを踏まえ、近くにある等々力緑地や中原街道の歴史・文化に配慮した道路の整備に努めてまいります。	D

(6) その他 (3件)

No.	意見の要旨	市の考え方 (案)	区分
1	<p>資料1の「身近な地域においても取組をより推進していくことが必要」の部分に描かれている図が何を示しているのか不明である。</p>	<p>市民生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などの地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心とした概ね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線に展開する「生活行動圏」によって構成されています。</p> <p>掲載している図は、その概念イメージ図であり、拠点や身近な駅周辺、身近な地域が連携するイメージを示しています。</p> <p>今後は、景観施策においても、広域拠点だけではなく身近な地域においても取組をより推進していくことを踏まえ、記載しております。</p>	D
2	<p>川崎市の小売店舗数が減少しており、シャッター通りが増加している。シャッター街を解消するには景観規制に限界がある。各エリアの小売販売額の予測に基づいた小売売場面積の配分が必要である。</p> <p>川崎市でも各エリアの将来人口推計に基づいて、各エリアの年間販売額を推計し適切な売り場面積を算定すべきである。</p>	<p>各エリアの小売額の予測に基づいた小売売場面積の配分を行う予定はありませんが、川崎市都市計画マスタープラン全体構想において、人口推計を踏まえ、都市づくりの基本方針として、魅力ある都市づくりや人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくりなどを掲げていますので、引続き各エリアの特性を踏まえたまちづくりを進めてまいります。</p>	E
3	<p>オフィスや老人ケア施設と観光ホテルの集積を図るようなまちづくりを進めるべき。</p>	<p>他都市の取組も参考としつつ、川崎市都市計画マスタープラン等を踏まえながら、地域特性を踏まえたまちづくりを進めてまいります。</p>	E

## 今後の予定

2018（平成30）年11月	都市景観審議会・都市計画審議会への諮問・答申
2018（平成30）年12月	「川崎市景観計画」改定告示
2019（平成31年）2月	「川崎市都市景観条例」「川崎市屋外広告物条例」 「川崎市地区計画区域内における建築物等の形態 意匠の制限に関する条例」改正議案提出
2019年	7月 「川崎市景観計画」「川崎市都市景観条例」 「川崎市屋外広告物条例」「川崎市地区計画区域内 における建築物等の形態意匠の制限に関する条例」 改正施行